

県立高等技術専門校入校生募集ポスター等の作成業務

業務仕様書

令 和 7 年 9 月

岩手県商工労働観光部

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「**県立高等技術専門校入校生募集ポスター等の作成業務**」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や契約に係る特記事項等を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な実施内容を示すものである。

1 本業務の概要

(1) 趣旨

県立高等技術専門校入校生の確保に繋げるため、県内高等学校、関係団体などへ掲出を依頼するポスター及びパンフレットにより積極的に学生募集をPRするもの。

(2) 業務の内容

県内3か所（千厩、宮古、二戸）にある県立高等技術専門校の令和9年度入校生募集のため、高校生を中心としたターゲット層に対し、県立高等技術専門校の魅力を伝えるためのポスターを作成するもの。

(3) 委託期間

委託契約締結の日から令和8年3月19日（木）まで

(4) 予算額

722千円以内（税込）

2 仕様詳細

(1) ポスター及びパンフレットデザイン

高校生を中心とした若年層が、ものづくり産業のスペシャリストへの道として県立高等技術専門校へ興味を持ってもらえるような題材とすること。ポスター及びパンフレット他、岩手県公式ホームページなどで使用する。

ア キャッチコピー

高校生を中心とした若年層のものづくりに対する意識を喚起し、県立高等技術専門校へ興味を持ってもらえるようなキャッチコピーを作成し、使用すること。

イ デザイン

自動車システム科（2級自動車整備士の養成）、金型技術科（金型技術者の養成）、建築科（建築大工の養成）の特徴を表すビジュアル（写真やイラスト）を使用すること。

デザイン構成においては、事業効果が最大限に発揮されるよう、キャッチコピー及びビジュアル（写真やイラスト）の配置等に留意し、視認性を確保すること。

また、県が別途提供する写真を使用し、ポスター及びパンフレットで同一の表紙に調整すること。

(2) ポスター

(1)でデザインしたポスターを作成すること。

ア 規格

- ① サイズ：A2版（420mm×594mm）
- ② 材質：コート紙（A版 86.5 kg以上）

- ③ 印色：カラー
- ④ デザイン作成費込

イ 作成部数

500 枚

ウ 成果物

別途ポスターと併せて電子データにより提出すること。

(3) パンフレット

(1) でデザインしたパンフレットを作成すること。

ア 規格

- ① サイズ：A 4 版（210mm×297mm）
- ② 材質：コート紙（菊判 62.5 kg）
- ③ 印色：両面フルカラー（4C×4C）
- ④ 加工：12 頁 中綴じ製本
- ⑤ デザイン作成費込

イ 作成部数

800 部

ウ 成果物

別途パンフレットと併せて電子データにより提出すること。

(4) 留意事項

- ・ポスター及びパンフレットのデザインについては、提示された案を受託者と県とで調整の上、決定すること。
- ・ポスター及びパンフレットデザインの校正については、2 回以上とし、適宜確認のうえ修正すること。
- ・各県立高等技術専門校の名称、訓練科名及び住所等の情報並びに募集日程、岩手県ホームページURL、QR コードは必ず記載すること（昨年度発行したポスターを参考とすること）。
- ・令和 7 年 1 月に募集日程が決定するため、それを踏まえてデザインを確定すること。
- ・岩手県公式ホームページに掲載されている「県立高等技術専門校の令和 8 年度入校生募集のお知らせ」の内容を網羅すること。

URL： <https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/koyouroudou/shisetsu/1009475.html>

(5) 参考

令和8年度県立高等技術専門校入校生募集ポスターデザイン（左）

令和7年度県立高等技術専門校入校生募集ポスターデザイン（右）



令和8年度県立高等技術専門校入校生募集パンフレットデザイン（自動車システム科）



3 納品

ポスター及びパンフレット成果物については、県からの完了確認を受けた後、令和8年3月9日(月)までに、電子データと併せて下記の納品先までに直接納品すること。(期日厳守)

【ポスター納品先】

岩手県庁商工労働観光部定住推進・雇用労働室労働担当

住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1 (岩手県庁 2 階)

電話：019-629-5583 ファクシミリ：019-629-5589

4 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 業務履行に係る措置要求

受託者は上記(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 受託者は、上記アによる請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとする。

採用されたデザインについては、今後、県及び行政機関等が、自由に利用・頒布できるものとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護等に関する条例(令和4年12月22日岩手県条例第49号)を遵守しなければならない。